

## 介護保険料についてよくあるご質問

Q.65 歳になって介護保険料納付の通知が来ました。職場等の医療保険から介護保険料を納めていますが、二重納付になりませんか？

A.65 歳到達月（誕生日の前日の属する月）から紀の川市に介護保険料を納めることになり、それまで医療保険から納めていただいた分は終了となります。二重払いにはなりません。

Q.65 歳になって介護保険料の納付書が届きましたが、年金から天引きはされないのですか？

A.65 歳になっても、すぐには介護保険料の天引きは開始しません。65 歳を迎えた誕生月ごとに特別徴収（年金天引き）する時期が異なりますので、それまでの間は普通徴収（納付書払い、又は口座振替）となります。なお、年金額の年額が 18 万円未満の方は特別徴収の対象にはなりません。

Q.介護保険料額はどのように決められますか？

A.介護保険料は、本人および世帯員の住民税の課税状況と、本人の前年中の収入状況によって、介護保険料の基準額に応じた段階に分けられ、個人ごとに決まります。

Q.今まで介護保険料が年金から天引きされていたのに、それがなくなり納付書が届きました。

A. 今まで年金から天引きされていた方でも、次のような場合は、しばらく普通徴収（納付書払い、又は口座振替）による納付になります。

- ・他市町村から転入してきた場合。
- ・年度途中で修正申告や世帯状況の変更で所得段階の区分が変更となり、介護保険料額に変化が生じた場合。
- ・年金の現況届の提出が遅れ、年金支給が一時差止となった場合。

上記の他にも様々な原因が考えられますので、ご不明の場合は高齢介護課へお問い合わせください。

# 介護保険料の納付は 口座振替が便利です

口座振替にすれば、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。

## 手続きは簡単！

- ①介護保険料納入通知書（納付書） ※口座振替申込者分
  - ②預（貯）金通帳 ※口座振替申込者分以外の名義でも可
  - ③印鑑（通帳届出印） ※②の通帳のお届け印
- を持参し、金融機関で直接お申し込みください。

### 申込先

紀の里農業協同組合、紀陽銀行、南都銀行、近畿労働金庫、池田泉州銀行、きのくに信用金庫、ゆうちょ銀行（近畿2府4県内）の各支店（支所）

**期限** 各納期限の1か月前まで

※インターネットを利用して申し込みができるWEB 口座振替受付サービスをご利用いただく方法もあります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳しくはコチラ

※年金からの天引き（特別徴収）が開始した場合は、口座振替は自動的に停止となりますのでご了承ください。